

旭川市立旭川小学校

学校いじめ防止基本方針



令和7年4月 改定



はじめに 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念		次】		
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念 ・・・2 市立学校の責務等 ・・・3 いじめの定義等 (1) いじめの定義等 (1) いじめの内容 (3) いじめの解消 (5) いじめの解消 (5) いじめの事大事態 ・・・8 2章 学校が実施するいじめ防止等の取組 ・・・8 2 児童が主体となった取組の推進 ・・・8 1 いじめの此上等の対策組織の権域 (2) 学校いじめ対策組織の格制 ・・・9 (1) 学校いじめ対策組織の役割 ・・・11 (1) いじめについての共通理解 (2) いじめについての共通理解 (2) いじめについての共通理解 (2) いじめが生まれる背景と指導上の注意 (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実 ・・・13 いじめへの迅速かつ適切な対処 (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応 (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援 (3) いじめが起きた集団への制きかけ (5) 性に関わる事業への対応 (4) いじめが設きた集団への制きかけ (5) 性に関わる事業への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事業への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事業への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事業への対応 いじめの解消 番を受けた。 ・・・21 8 8 家庭や地域、団体との連携 ・・・21 9 関係機関等との連携 ・・・21 1 1 章大事態への対処 ・・・22 1 1 2 手検いじめ防止する発生と緊急対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 (2) 学校による問題 (3) 不登校重大事態に係る対応 (2) 学校いじめ防止プログラム ・・・24 2 学校いじめ防止プログラム ・・・24 2 2 学校いじめ防止プログラム ・・・24 2 学校いじめ防止プログラム ・・・25 < 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 2 3 3 3 3 3 3	はじめに			
2 市立学校の責務等 ・・・3 3 いじめの定義等 ・・・4 (1) いじめの定義 (2) いじめの内容 (3) いじめの要因 (4) いじめの解消 (5) いじめの郵所 (5) いじめの重大事態 (5) いじめの重大事態 (5) いじめの重大事態 (5) いじめの重大事態 (7) 学校いしめの実態及び今年度の目標(指標) ・・・8 2 児童が主体となった取組の推進 ・・・8 3 いじめの防止等の対策のための組織の設置 ・・・9 (1) 学校いじめ対策組織の構成 (2) 学校いじめ対策組織の権利 (3) 学校いじめ対策組織の役割 ・・・9 (1) いじめについて対策組織の役割 ・・・11 (1) いじめ応止 (1) いじめにつかてない態度・能力の育成 (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意 (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実 ・・・11 (1) いじめの早期発見 ・・・13 いじめの早期発見 ・・・16 (1) いじめの受けた児童及びその保護者への支援 (3) いじめを行った児童及びその保護者への支援 (3) いじめを受けた児童及びその保護者への助言 (4) いじめが起きた集団への働きかけ (5) 性に関わる事案への対応 (2) いじめをデった児童の指導及びその保護者への助言 (4) いじめが起きた集団への働きかけ (5) 性に関わる事案への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 (6) 関係規関等との連携 ・・・21 重大事態への対処 (1) 重大事態の発生と緊急対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 ・・・24 学校いじめ防止 プログラム ・・・25 <			2	
3 いじめの定義 (1) いじめの探義 (2) いじめの要因 (4) いじめの要因 (4) いじめの響用 (5) いじめの事治 (5) いじめの事治 (5) いじめの事法事態 第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組 1 本校のいじめの実態及び今年度の目標(指標) 2 児童が主体となった取組の推進 3 いじめの防止等の対策のための組織の設置 (1) 学校いじめ対策組織の構成 (2) 学校いじめ対策組織の体制 (3) 学校いじめ対策組織の役割 4 いじめ応止 (1) いじめについての共通理解 (2) いじめについての共通理解 (2) いじめに自かわない感度・能力の育成 (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意 (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実 5 いじめへ列連歩かつ適切な対処 (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応 (2) いじめを受けた児童への指導及びその保護者への支援 (3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言 (4) いじめが起きた集団への制きかけ (5) 性に関わる事案への対応 (2) いじめが起きた集団への制きかけ (5) 性に関わる事案への対応 7 いじめの解消 8 家庭や地域、団体との連携 9 関係機関等との連携 9 関係機関等との連携 10 重大事態への対処 (1) 重大事態の発生と緊急対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 (1) 重大事態の発生と緊急対応 (2) 学校にもが助止すた針の見直しと公表 11 学校いじめ防止プログラム ○警察と連携した「いじめ問題」への対応 〇いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について				
(2) いじめの内容 (3) いじめの要因 (4) いじめの解消 (5) いじめの解消 (5) いじめの解消 (5) いじめの解消 (5) いじめの事大事態 第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組 1 本校のいじめの実態及び今年度の目標(指標) ・・8 2 児童が主体となった取組の推進 ・・8 3 いじめの防止等の対策のための組織の限置 ・・9 (1) 学校いじめ対策組織の構成 (2) 学校いじめ対策組織の得成 (2) 学校いじめ対策組織の役割 ・・11 (1) いじめについての共通理解 (2) いじめに向かりない態度・能力の育成 (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意 (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実 5 いじめの早期発見 ・・16 (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応 (1) いじめを受けた児童及びその保護者への支援 (3) いじめを受けた児童及びその保護者への助言 (4) いじめを受けた児童及びその保護者への助言 (4) いじめを受けた児童及びその保護者への助言 (4) いじめを受けた児童及の指導及びその保護者への助言 (4) いじめを受けた児童及のお導及びその保護者への助言 (4) いじめを受けた児童及の指導及びその保護者への助言 (1) 関係関等との連携 ・・21 9 関係機関等との連携 ・・21 10 重大事態への対処 ・・22 (1) 重大事態の発生と緊急対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 11 学校いじめ防止ずの発生と緊急対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 11 学校いじめ防止ずの分与の見直しと公表 ・・24				
(3) いじめの要因 (4) いじめの解消 (5) いじめの重大事態 第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組 1 本校のいじめの実態及び今年度の目標(指標) 2 児童が主体となった取組の推進 3 いじめの防止等の対策のための組織の設置 (1) 学校いじめ対策組織の構成 (2) 学校いじめ対策組織の体制 (3) 学校いじめ対策組織の役割 4 いじめ防止 (1) いじめに向かわない態度・能力の育成 (3) いじめが生まれる背景と指導しの注意 (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実 5 いじめの早期発見 (1) いじめを受けたときの対応 (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援 (3) いじめを受けた児童及びその保護者への助言 (4) いじめが起きた集団への働きかけ (5) 性に関わる事案への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 7 いじめの解消 8 家庭や地域、団体との連携 9 関係機関等との連携 10 重大事態の発生と緊急対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 (1) 重大事態の発生と緊急対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 (1) 学校いじめ防止プログラム ②警察と連携した「いじめ問題」への対応 ○いじめ助止プログラム		(1) いじめの定義		
(4) いじめの解消 (5) いじめの重大事態 第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組 1 本校のいしめの実態及び今年度の目標(指標) ・・8 2 児童が主体となった取組の推進 ・・8 3 いじめの防止等のであの組織の設置 ・・9 (1) 学校いじめ対策組織の構成 (2) 学校いじめ対策組織の構成 (2) 学校いじめ対策組織の役割 4 いじめ防止 (1) いじめに向かわない態度・能力の育成 (3) いじめに自かわない態度・能力の育成 (3) いじめに自かわない態度・能力の育成 (3) いじめにもおき背景と指導上の注意 (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実 ・・13 6 いじめへの迅速かつ適切な対処 ・・16 (1) いしめの発見・通報を受けたときの対応 (2) いじめを受けた児童及びその保護者への財害 (4) いじめが起きた集団への働きかけ (5) 性に関わる事業への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 (7) いじめの解消 ・・21 関係機関等との連携 ・・21 関係機関等との連携 ・・21 関係機関等との連携 ・・21 関係機関等との対処 (1) 重大事態の発生と緊急対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 ・・21 学校いじめ防止プログラム ・・25				
(5) いじめの重大事態 第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組 1 本校のいじめの実態及び今年度の目標(指標) ・・8 2 児童が主体となった取組の推進 ・・8 3 いじめの防止等の対策のだめの組織の設置 ・・9 (1) 学校いじめ対策組織の体制 (2) 学校いじめ対策組織の体制 (3) 学校いじめ対策組織の役割 4 いじめ防止 ・・11 (1) いじめについての共通理解 (2) いじめに向かわない態度・能力の育成 (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意 (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実 ・・13 6 いじめへの迅速かつ適切な対処 ・・16 (1) いじめへの発見・通報を受けたときの対応 (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援 (3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言 (4) いじめが起きた集団への働きかけ (5) 性に関わる事案への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 (6) 関係機関等との連携 ・・21 9 関係機関等との連携 ・・21 10 重大事態の発生と緊急対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 ・・22 11 重大事態の発生と緊急対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 (2) 学校にめ防止プログラム ・・25		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組 1 本校のいじめの実態及び今年度の目標(指標) ・・8 2 児童が主体となった取組の推進 ・・9 (1) 学校いじめ対策のための組織の設置 ・・9 (1) 学校いじめ対策組織の構成 (2) 学校いじめ対策組織の構成 (3) 学校いじめ対策組織の役割 4 いじめ防止 (1) いじめに向かわない態度・能力の育成 (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意 (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実 5 いじめへの迅速かつ適切な対処 ・・16 (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応 (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応 (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援 (3) いじめを受けた児童及びその保護者への助言 (4) いじめが起きた集団への働きかけ (5) 性に関わる事案への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 7 いじめの解消 ・・21 8 家庭や地域、団体との連携 ・・21 9 関係機関等との連携 ・・21 10 重大事態への対処 ・・22 (1) 重大事態への対処 ・・22 (1) 重大事態の対処 ・・24 11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 ・・24 12 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 ・・24				
1 本校のいじめの実態及び今年度の目標(指標) ・・・8 2 児童が主体となった取組の推進 ・・・8 3 いじめの防止等の対策のための組織の設置 ・・・9 (1) 学校いじめ対策組織の構成 (2) 学校いじめ対策組織の体制 (3) 学校いじめ対策組織の役割 4 いじめ防止 (1) いじめについての共通理解 (2) いじめに向かわない態度・能力の育成 (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意 (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実 5 いじめの早期発見 ・・・13 (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応 (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援 (3) いじめを受けた児童及びその保護者への助言 (4) いじめが起きた集団への働きかけ (5) 性に関わる事案への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 7 いしめの解消 ・・・21 9 関係機関等との連携 ・・・21 9 関係機関等との連携 ・・・21 10 重大事態への対処 ・・・22 (1) 重大事態の発生と緊急対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 ・・・24 2 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 ・・・24 2 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 ・・・25		(り)いしめの重人事態		
2 児童が主体となった取組の推進 3 いじめの防止等の対策のための組織の設置 (1) 学校いじめ対策組織の構成 (2) 学校いじめ対策組織の体制 (3) 学校いじめ対策組織の役割 4 いじめ防止 (1) いじめについての共通理解 (2) いじめに向かわない態度・能力の育成 (3) いしめが生まれる背景と指導上の注意 (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実 5 いじめの早期発見 6 いじめへの迅速かつ適切な対処 (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応 (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援 (3) いしめを行った児童への指導及びその保護者への助言 (4) いじめが起きた集団への働きかけ (5) 性に関わる事案への対応 6 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 7 いじめの解消 8 家庭や地域・団体との連携 9 関係機関等との連携 10 重大事態への対処 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 12 学校いじめ防止プログラム ・・・24				
3 いじめの防止等の対策のための組織の装置 (1) 学校いじめ対策組織の構成 (2) 学校いじめ対策組織の体制 (3) 学校いじめ対策組織の役割 4 いじめ防止 (1) いじめについての共通理解 (2) いじめに向かわない態度・能力の育成 (3) いしめが生まれる背景と指導上の注意 (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実 5 いじめの早期発見 (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応 (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援 (3) いしめを行った児童への指導及びその保護者への助言 (4) いじめが起きた集団への働きかけ (5) 性に関わる事案への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 7 いじめの解消 8 家庭や地域・団体との連携 9 関係機関等との連携 10 重大事態の発生と緊急対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 11 学校いじめ防止プログラム <別紙> 〇警察と連携した「いじめ問題」への対応 〇いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について				
(1) 学校いじめ対策組織の構成 (2) 学校いじめ対策組織の体制 (3) 学校いじめ対策組織の体制 (3) 学校いじめ対策組織の役割 4 いじめ防止 (1) いじめについての共通理解 (2) いじめに向かわない態度・能力の育成 (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意 (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実 5 いじめの早期発見 (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応 (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応 (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援 (3) いじめを受けた児童及びその保護者への助言 (4) いじめが起きた集団への働きかけ (5) 性に関わる事案への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 7 いじめの解消 8 家庭や地域、団体との連携 9 関係機関等との連携 9 関係機関等との連携 9 関係機関等との連携 (1) 重大事態への対処 (1) 重大事態の発生と緊急対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 1 学校いじめ防止プログラム ○警察と連携した「いじめ問題」への対応 ○いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について				
(2) 学校いじめ対策組織の体制 (3) 学校いじめ対策組織の役割 4 いじめ防止 (1) いじめについての共通理解 (2) いじめに自かわない態度・能力の育成 (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意 (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実 5 いじめの早期発見 (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応 (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援 (3) いじめを受けた児童及びその保護者への助言 (4) いじめが起きた集団への働きかけ (5) 性に関わる事案への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 7 いじめの解消 8 家庭や地域、団体との連携 9 関係機関等との連携 10 重大事態への対処 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 12 学校いじめ防止プログラム ○警察と連携した「いじめ問題」への対応 Oいじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について	O		J	
4 いじめ防止 (1)いじめについての共通理解 (2)いじめに向かわない態度・能力の育成 (3)いじめが生まれる背景と指導上の注意 (4)自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実 5 いじめの早期発見 6 いじめへの迅速かつ適切な対処 (1)いじめの発見・通報を受けたときの対応 (2)いじめを受けた児童及びその保護者への支援 (3)いじめを行った児童及びその保護者への助言 (4)いじめが起きた集団への働きかけ (5)性に関わる事案への対応 (6)関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 7 いじめの解消 8 家庭や地域、団体との連携 9 関係機関等との連携 10 重大事態への対処 (2)学校による調査 (3)不登校重大事態に係る対応 11 学校いじめ防止プログラム ・・・24 2 学校いじめ防止プログラム				
(1) いじめについての共通理解 (2) いじめに向かわない態度・能力の育成 (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意 (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実 5 いじめの早期発見 6 いじめへの迅速かつ適切な対処 (1) いじめを受けたときの対応 (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援 (3) いじめを受けた児童入びその保護者への支援 (3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言 (4) いじめが起きた集団への働きかけ (5) 性に関わる事案への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 7 いじめの解消 8 家庭や地域、団体との連携 9 関係機関等との連携 -・・21 9 関係機関等との連携 -・・21 10 重大事態への対処 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 -・・25		(3)学校いじめ対策組織の役割		
(2) いじめに向かわない態度・能力の育成 (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意 (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実 5 いじめの早期発見	4		• • • 11	
(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意 (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実 5 いじめの早期発見				
(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実 5 いじめの早期発見 いじめへの迅速かつ適切な対処 (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応 (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援 (3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言 (4) いじめが起きた集団への働きかけ (5) 性に関わる事案への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 7 いじめの解消 *・・18 家庭や地域、団体との連携 9 関係機関等との連携 *・・21 9 関係機関等との連携 *・・21 10 重大事態への対処 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 12 学校いじめ防止プログラム *・・25 <別紙> ○警察と連携した「いじめ問題」への対応 ○いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について				
5 いじめの早期発見 ・・・13 6 いじめへの迅速かつ適切な対処 ・・・16 (1)いじめの発見・通報を受けたときの対応 (2)いじめを受けた児童及びその保護者への支援 (3)いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言 (4)いじめが起きた集団への働きかけ (5)性に関わる事案への対応 (6)関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 7 いじめの解消 ・・・18 8 家庭や地域、団体との連携 ・・・21 9 関係機関等との連携 ・・・21 10 重大事態への対処 ・・・22 (1)重大事態の発生と緊急対応 (2)学校による調査 (3)不登校重大事態に係る対応 11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 ・・・24 12 学校いじめ防止プログラム ・・・25		* * * * * * * * * * * * * * * * * * *		
6 いじめへの迅速かつ適切な対処	5		•••13	
(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援 (3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言 (4) いじめが起きた集団への働きかけ (5) 性に関わる事案への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 7 いじめの解消 ・・・18 8 家庭や地域,団体との連携 ・・・21 9 関係機関等との連携 ・・・21 10 重大事態への対処 ・・・22 (1) 重大事態の発生と緊急対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 11 学校いじめ防止プログラム ・・・24 12 学校いじめ防止プログラム ・・・25 <				
(3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言 (4) いじめが起きた集団への働きかけ (5) 性に関わる事案への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 7 いじめの解消 8 家庭や地域,団体との連携 9 関係機関等との連携 10 重大事態への対処 (1) 重大事態の発生と緊急対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 12 学校いじめ防止プログラム ・・・25		(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応		
(4) いじめが起きた集団への働きかけ (5) 性に関わる事案への対応 (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 7 いじめの解消 ・・・18 8 家庭や地域,団体との連携 ・・・21 9 関係機関等との連携 ・・・21 10 重大事態への対処 ・・・22 (1) 重大事態の発生と緊急対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 ・・・24 12 学校いじめ防止プログラム ・・・25		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
(5)性に関わる事案への対応 (6)関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 7 いじめの解消 ・・・18 8 家庭や地域,団体との連携 ・・・21 9 関係機関等との連携 ・・・21 10 重大事態への対処 ・・・22 (1)重大事態の発生と緊急対応 (2)学校による調査 (3)不登校重大事態に係る対応 11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 ・・・24 12 学校いじめ防止プログラム ・・・25				
(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応 7 いじめの解消 ・・・18 8 家庭や地域,団体との連携 ・・・21 9 関係機関等との連携 ・・・21 10 重大事態への対処 ・・・22 (1) 重大事態の発生と緊急対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 ・・・24 12 学校いじめ防止プログラム ・・・25 <別紙> ○警察と連携した「いじめ問題」への対応 ○いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について				
7 いじめの解消				
8 家庭や地域,団体との連携 ・・・21 9 関係機関等との連携 ・・・21 10 重大事態への対処 ・・・22 (1)重大事態の発生と緊急対応 (2)学校による調査 (3)不登校重大事態に係る対応 11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 12 学校いじめ防止プログラム ・・・25 ◇別紙> 〇警察と連携した「いじめ問題」への対応 Oいじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について	7		•••18	
9 関係機関等との連携 10 重大事態への対処				
(1) 重大事態の発生と緊急対応 (2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 12 学校いじめ防止プログラム ・・・25 <別紙> 〇警察と連携した「いじめ問題」への対応 〇いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について	9			
(2) 学校による調査 (3) 不登校重大事態に係る対応 1 1 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 1 2 学校いじめ防止プログラム <の警察と連携した「いじめ問題」への対応 〇いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について	10	重大事態への対処	•••22	
(3) 不登校重大事態に係る対応 1 1 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 1 2 学校いじめ防止プログラム <別紙> ○警察と連携した「いじめ問題」への対応 ○いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について				
1 1 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 1 2 学校いじめ防止プログラム ・・・2 5 <別紙> 〇警察と連携した「いじめ問題」への対応 〇いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について		· - / · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
12 学校いじめ防止プログラム ・・・25	4.4		0 1	
<別紙>				
○警察と連携した「いじめ問題」への対応 ○いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について	1 2	子校としのかが正クログラム	20	
〇いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について				
○主た枳製窓□(小巻生))いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について D主な相談窓口(小学生)		

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、児童生徒だけの問題ではなく、様々な場面で起こり得る社会全体に関する問題といえるものです。

そのため、各人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚して、いじめの未然防止、早期発見及び早期対処に取り組み、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現を目指さなければなりません。特に、いじめの防止には、包括的性教育に係る取組の推進をはじめとする、「いじめの重大事態に係る再調査結果」(令和6年12月)を踏まえた再発防止対策に基づく教育活動の展開が求められています。

また、いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童生徒や教職員、保護者等がより 良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、いじめ根絶への願いを実現するため に、家庭や地域と連携し、学校を取り巻くすべての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においても、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)」や「旭川市いじめ防止対策条例」にもとづいた施策を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため「学校いじめ防止基本方針」の見直しを図り、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの未然防止、早期発見、早期対処に向け、小中一貫して9年間を見通した取組の充実と適切で迅速な対処に努めています。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

本誌では、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」と言う。)における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

- ○いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大 な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、 並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行なわなければなら ない。
- ○いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行なわなければならない。
- ○いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行なわなければならない。

【本校では、本基本理念を踏まえ、以下の基本理念のもとで取組を行います】

○いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うこととする。

- ○全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。
- ○いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを 認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服す ることを目指して行うこととする。

2 市立学校の責務等

旭川市いじめ防止対策推進条例(以下「条例」といいます。)では、市及び市立学校の責務を以下の通り 定めています。

第5条 市立学校の青務

市立学校は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校では、校内外におけるいじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する有識者やその他関係者による「学校いじめ対策組織」を構成し、いじめ行為の防止に努めるとともに、いじめ事案(疑いを含む)が発生した際には、児童の人権に配慮した支援・指導に取り組みます。また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒 をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう 努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、いじめが引き起こす成長に関わる悪影響や、学校で指導する内容や取組について、保護者や 地域住民に対して積極的に情報公開を行うとともに、児童生徒が思いやりの心を育むことができるよう、 児童生徒に関係する大人すべてがかかわることができるよう、家庭や地域社会と連携を深めていきます。

3 いじめの定義等

(1)いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに 当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況を踏まえ、 法の定義に基づき判断し、対処します。

第2条 定義

この法律において「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

【いじめを理解するに当たって、以下の点に留意します】

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立って対応します。
- イ 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努める必要があります。例えば、いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられます。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応します。
- ウ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童 生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応します。
- 工 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織(以下「学校いじめ対策組織」という。)で情報共有して対応します。

- オ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景 にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを 判断します。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には 現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。
- 力 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」「多様な背景をもつ児童生徒」「大規模な震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒」等に学校として特別な配慮を必要とする児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

(2) いじめの内容

【具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが 重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報する ことが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、児童生徒の命を守ることを最優先にし、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

(3)いじめの要因

【いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します】

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や少年団活動等の所属集団の 構造等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする)、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、 全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度 なストレスとなり、いじめが起こり得る。

(4)いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできません。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断します。

ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

- この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。
- 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとともに、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

- イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がい じめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを 面談等により確認します。
- 学校は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、 情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。
- 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察します。

(5)いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた 疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく されている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が 一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び今年度の目標(指標)

令和6年度、本校では、いじめの把握のためのアンケート調査や教育相談などを通じて、いじめ見逃しゼロ、積極的な認知に取り組んできました。その結果、いじめの認知件数は194件ありました。解消率は、およそ81%になります。(R7.3.31 現在)法に照らし合わせ、小さな生徒指導事案も見逃さずに、解決に向けて取り組んだ結果になります。

その態様は、

- ○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 107件
- ○仲間はずれ、集団による無視をされる 10件
- ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、たたかれたり、蹴られたりする 62件
- ○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする 7件
- ○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 5件
- ○パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる 3件

また、「いじめの把握のためのアンケート調査(5月、10月、2月実施)」において、「いじめはどんな理由があっても許されないことだと思う」と回答した児童の割合は、ともに100%でしたが、「嫌な思いをしたとき、だれにも相談しない」と回答した児童は、どの調査においても数%存在し、一人で悩みを抱え込んでいる児童が一定数いることが明らかになりました。

本年度も引き続き「いじめはどんな理由があっても許されないこと」を毅然とした態度で行動できる児童の育成を通して「いじめゼロ」を目指します。また、「児童が悩みや心配ごとなどをいつでも相談する人がいる」と回答する児童の割合 100%を目指して、児童の心に寄り添うことができるよう、教師との日常生活の中でのかかわりを充実させ信頼関係の構築に努めます。

さらに、学校いじめ対策組織で指導体制をつくるとともに、旭川市教育委員会と連携した「人権教育プログラム」の実施を行います。また、対象事案についての保護者への丁寧な説明や今後の指導方針(担任は・学校として・保護者へのお願い事項)を全教職員で共有し、指導方針に基づいた取組を継続します。

2 児童が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに 向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論する ことなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- ア 児童会を中心に、いじめの問題について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針(児童版)を策定します。
- イ 生活・学習Actサミットで協議された内容を小・中学校で連携して共有します。 いじめ・非行防止強調月間におけるいじめ防止集会、メッセージコンクール等の開催など、児童会・生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての児童生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

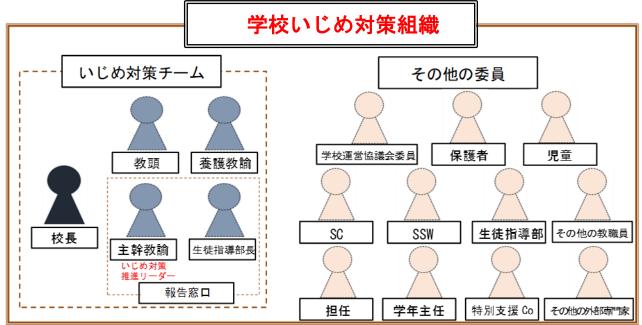
(1) 学校いじめ対策組織の構成

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの未然防止や早期発見、早期対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成や、実施の際、保護者の代表、地域住民の代表としてあさひやま学校運営協議会などを加えた組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーなどの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。また、学校いじめ対策組織内に「いじめ対策チーム」を設置します。いじめ対策チームは、校長をリーダーとし、教頭、主幹教諭(いじめ対策推進リーダー)、生徒指導部長、養護教諭をメンバーとします。他の教職員からの報告をいつでも受けられるよう、「報告窓口」を主幹教諭(いじめ対策推進リーダー)や生徒指導部長が担い、情報を整理し、その後の対応を対策チームでコーディネートします。

ア 設置の留意事項

次のことを踏まえて、「学校いじめ対策組織」を構成します。

- 自校の複数の教職員や、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成します。
- 「自校の複数の教職員」については、校長をはじめ教頭や主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定します。



SC:スクールカウンセラー SSW:スクールソーシャルワーカー

(2) 学校いじめ対策組織の体制

学校いじめ対策組織の体制整備に当たって、管理職は情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組みます。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底します。

- ○児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓□担当者」に報告します。いじめの疑いに関する情報を組織として共有し、共有された情報を基に、迅速に対応する体制を整えます。
- ○事案発見者(学級担任が主)を中心に、迅速な事実関係の把握に努めます。それら情報を集約担当は 記録化、校長は「学校いじめ対策組織会議」を招集し、いじめであるか否かの判断を組織的に行いま す。
- ○いじめ対策チームのメンバーは、いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できるよう、日常の児童観察および教職員からの情報収集に努めます。
- ○いじめ対策推進リーダーは、当該組織に集められた情報を、児童ごとに記録するなど、複数の教職員 が個別に認知した情報を集約・共有します。
- ○「校内いじめ対策組織会議」は毎月第4水曜日に設定し、当該月における事案の認知判断やその後の 指導、解消の判断などを行います。また、迅速な判断や指導が必要と思われる事案が発生した際に は、「いじめ対策チーム」による会議を開催し、機動的に運用します。
- ○児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりするために、いじめの問題 に関する指導記録を保存します。

(3) 学校いじめ対策組織の役割

本校における「学校いじめ対策組織」の役割は以下の内容です。

- ○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくり
- ○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報 の収集と記録、共有
- ○いじめの情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。)があったときには「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童に対する聴取り調査やアンケート調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ○いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の 役割分担を含む対処プランの策定と実行
- ○いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応
- ○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の 作成・実行・検証・修正
- ○学校いじめ防止基本方針における年間計画(学校いじめ防止プログラム)に基づき、いじめの防止等の校内研修を企画・実施

- ○学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し(PDCAサイクルによる検証・改善の充実)
- ○学校いじめ防止基本方針の内容が、児童や保護者、地域住民が容易に理解できる取組
- ○いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童や保護者、地域住民からも容易に理解される取組
- ○「いじめ対策チーム」の会議を含め、「学校いじめ対策組織」の会議内容の記録、文書管理規程の保存年限を厳守の上での整理・保管

4 いじめの防止

学校は、児童生徒がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に取り組みます。

また、学校は、児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう啓発を行います。

学校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

(1)いじめについての共通理解

- ○いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修において周知し、平素から教職員全員の共通理解を図ります。
- ○教育委員会が実施するいじめ防止対策研修会や生徒指導連絡協議会の研修内容を還元し、教職員 全員の共通理解を図ります。
- ○全校集会や学級活動などにおいて校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成します。
- ○いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針(児童生徒版)の作成を支援し、「学校いじめ対策組織」の存在や活動について、児童生徒が容易に理解できる取組を進めます。
- ○いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員への研修、児童生徒への指導及 び保護者への啓発に計画的に取り組みます。

(2)いじめに向かわない態度・能力の育成

- ○児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育学習の実施など、学校の教育活動全体を通じた人権 に関する教育の一層の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認 め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- ○児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力 防止に向けた「生命(いのち)の安全教育」の充実を図ります。
- ○家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図ります。
- ○児童生徒の発達段階に応じて、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性、規範意識 を育むため、地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進します。
- ○自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分

- の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他 者とコミュニケーションを図る能力を育てます。
- ○インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童生徒の発達段階に応じ、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組みます。

(3)いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ○いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、 授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやす い授業づくりを推進します。
- ○教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したり することのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払います。
- ○児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、児童生徒の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進します。
- ○学校として「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- ○「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援 を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- ○配慮を必要とする児童生徒の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映します。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ○教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全て の児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感を高める取組を推進します。
- ○児童生徒の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、 児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通した個と集団への働きかけを行います。
- ○自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫を図ります。
- ○自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

5 いじめの早期発見

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に幅広く認知します。

また、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- ○年3回のいじめの把握のためのアンケート(全学年:6月•10月•2月)
- ○年3回の教育相談(全学年:6月•10月•2月)
- ○心と体のストレスチェック(5•6年生を対象に6月•10月•2月)
- ○いじめ見守りチェックシート(学級担任が随時使用)
- ○保護者個人面談(5月・7月・11月) ※子どもの様子チェックリストの活用
- ○いじめの相談・通報を受け付ける校内の窓口のほか、保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や関係機関の相談窓口について、ホームページ、学校便り等により周知
- ○各種機関との連携(子総相・児相・要対協・警察・スクールサポーターなど)

※資料(1)、資料(2)参照

資料①

いじめ発見・見守りチェックシート

_	年	<u>組</u>	記入者			記入日	月	
次	この項目に認	亥当する児	見童がいる場合	は、横に名前を記	載してくた	ごさい。		
	行が ひょう する にない でき 用問教登休交他る表視衣持さ体健たもす職校み友の。情線服ちれに室がなる員時時関子…がをの物た擦なるい。のに間係の…暗そ汚やりり	などののこと、にが持ってられ掲す傷ので、に、ば体一変ち、(しや示るや早過、職、にの人わ物、さ、傷物。あ退ご、員、い不でっを、え合み等、ざ	が増えた。 室… た調過だった。 室… た調をご… たった できいがある。 できいがある。 できいかであり、 できいい できいい ない ない きいい るい きいい さい きい かい ない きい	き。又は,すぐに係 対近でよく見かける がある。 でいまりをさせら い。 い。 い。 い。 ことがある。 る。	に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		電氏名	
	教室にい 学習意欲 発言したり グループ グループ	が減退し り,褒めら 編成の際(を編成す <i>)</i>	て入ってくる。 たり,忘れ物かれたりすると冷 に,所属グルー ると机を離され	が増えたりしているかからかいかっプが決まらず孤立れたり避けられたのかたのである。	。 (がある。 (びする。 ()する。 (見童氏名	
	清掃や放	7運後の#	 美子					
	清掃時間 ゴミ捨て 一人で下 一人で部 部活動を	に一人だ など,人(校するこ。 活動の準 休み始め,	け離れて掃除し の嫌がる仕事を とが多い。 備や後片付けを ,急に部活動を	っている。 Eいつもしている。 Eしている。 E辞めたいなどと言	(((が出す。(児童氏名	

登校するまでの様子

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。 いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

-57	11x 3 2 C 2 1 x 1
	朝,なかなか起きてこない。 いつもと違って、朝食を食べようとしない。 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。 友達の荷物を持たされている。
	一人で登校(下校)するようになる。遠回りをして登校(下校)するようになる。 途中で家に戻ってくる。
日	常における家庭生活の変化
	服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。 すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。 いつもより帰宅が遅い。 電話に出たがらない。
	お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。
持	ち物の変化
	持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。
友	人関係の変化
	遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNS などを気にする。 いじめの話をすると強く否定する。
家	族との関係の変化
	親と視線を合わせない。 家族と話をしなくなる。学校の話をさけるようになる。 親への反抗や弟や妹をいじめる,ペットや物にやつあたりする。
お	3子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。

電話 0166-36-1018

スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立旭川小学校

6 いじめの迅速かつ適切な対処

学校は、いじめの発見又は通報を受けた場合、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、直ちに「学校いじめ対策組織」において情報を共有し、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応します。いじめを受けた児童生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

(1)いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、行為を止めさせます。
- イ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。
- ウーいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保します。
- 工 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有します。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。
- オ いじめを受けたとされる児童生徒が関係児童生徒への事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係児童生徒の見守り等を行います。
- 力 いじめと認知した場合は、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。
- キ いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事についていじめを 受けたとされる児童生徒の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告します。
- ク インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。
- ケ いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、害を受けた児童生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- コ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2)いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ア いじめを受けた児童生徒から、事実関係の確認を迅速に行います。その際、自尊感情を高めるよう に留意します。
- イ 家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝えます。
- ウ いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる

限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、いじめを受けた児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保します。

- エ いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携 し、いじめを受けた児童生徒に寄り添い支える体制をつくります。
- オ いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った児童生徒や保護者の理解の下でいじめを行った児童生徒を別室において指導するなど、いじめを受けた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。
- カ いじめを受けた児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに、当該児童生徒の学校生活の様子や 支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供します。
- キ いじめを受けた児童生徒が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応します。
- ク 状況に応じて、スクールサポーター(警察官経験者)など外部専門家の協力を得て対応します。

(3)いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- ア いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター(警察官経験者)など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとります。
- イ 事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- ウ いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- エ いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- オ 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行います。 いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに法第26条に基づく出席停止や警察との連携による措置も含め、 毅然とした対応をします。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して 懲戒を加えることも考えられます。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加え る際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを 行った児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促 す目的で行います。

(4)いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- イ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。
- ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5)性に関わる事案への対応

- ア 他の事案と同様、学校いじめ対策組織を中心に、児童生徒のプライバシーに配慮した対処を行います。
- イ 管理職や生徒指導部、養護教諭等によるチームを編成し、被害児童生徒と同性の教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ウチーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。
- エ 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や安全を 守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- ※別紙「警察と連携した「いじめ問題」への対応

(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

- ア 他の事案と同様、学校いじめ対策組織を中心に、対処を行います。
- イ 教育委員会との綿密に連携するとともに、関係学校との情報共有、指導方法を統一して、対応します。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行うことを説明します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- ア 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その 安全・安心を確保するとともに、当該児童生徒の保護者に対し、関係児童生徒の学校生活の様子や学 校による支援策の実施状況について定期的に情報提供します。
- イ 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを 踏まえ、当該児童生徒について、日常的に注意深く観察します。

※資料③-1、③-2参照

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

- <いじめの把握> いじめを受けた児童生徒や保護者 \circ
 - 学級担任 0
 - \bigcirc 児童生徒アンケート調査や教育相談
- \bigcirc 学校以外の関係機関や地域住民
- <いじめの報告>

- 周囲の児童生徒や保護者 \circ
- \circ 養護教諭等学級担任以外の教職員
- \bigcirc スクールカウンセラー(SC)
- その他 \bigcirc
- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織(対策チーム)会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定(いじめ対策組織会議)】				
□事実関係の把握	口いじめ認知の判断			
口「いじめ対処プラン」の作成	(指導方針,指導方法,役割分担等の決定)			
□全教職員による共通理解	□SCや関係機関等との連携の検討			

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援 〇 いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言
- 周囲の児童生徒への指導 O SCなどによる心のケア 関係機関(教育委員会,いじめ防止対策推進部,警察等)との連携

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒				
学校	□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□いじめは、他者の人権を侵す 行為であり、絶対に許されな い行為であることを自覚さ せるなど、謝罪の気持ちを醸 成させる。 □不満やストレスを克服する 力を身に付けさせるなど、い じめに向かうことのないよ う支援する。	□いじめを傍観したり, はやし立てたりする行為は許されないことや, 発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え, いじめをなくすため, よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。				
家庭	□家庭訪問等により、その日の うちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し,家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに,継続的な助言を行う。	口いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。				

一定期間(3か月以上)経過後,解消の判断 ※解消とならない場合,対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- □事実の整理,指導方針の再確認 ロスクールカウンセラーなどの専門
- 家等の活用

 \circ

- 学校体制の改善・充実
- 口生徒指導体制の点検・改善
- 口教育相談体制の強化
- □児童生徒理解研修や事例研究等, 実践的な校内研修の実施
- 教育内容及び指導方法の改善・ 充実
- □児童生徒の居場所づくり, 絆づく りなど, 学年・学級経営の一層の 充実
- 口人権に関する教育や道徳教育の充 実等、児童生徒の豊かな心を育て る指導の工夫
- 口分かる授業の展開や認め励まし伸 ばす指導, 自己有用感を高める指 導など,授業改善の取組
- \bigcirc 家庭, 地域との連携強化 口学校いじめ防止基本方針や,
- いじめの防止等の考え方や取 組等の情報提供や教育活動の 積極的な公開
- □学校評価を通じた学校運営協 議会等によるいじめの問題の 取組状況や達成状況の評価
- □児童生徒のPTA活動や地域 行事への積極的な参加による 豊かな心の醸成

いじめ事案対応フロー

事案を把握した教職員

報告

学校いじめ対策組織の 報告窓口担当・集約担当

報告

校長・教頭(推進リーダー)

随時開催

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議

- ・事実関係把握の方策を協議
- 教育委員会や警察との連携

指示

役割分担に基づき, 聴取り等により 組織的に事実関係を確認

報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議

- ・法の定義に基づく認知の判断 ・対処プランの策定
- 役割分担等の決定

説明

被害児童生徒及び保護者への 対処プランの説明と意向の確認

報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議

- ・対処プランの決定
- ・全教職員による共通理解 等

指示

組織的な対処

- ・被害児童生徒等への支援
- ・加害児童生徒等への指導助言
- 被害児童生徒の保護者への定期 的な情報提供
- 対応状況の適切な記録 等

報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議

- ・支援や指導の状況の共有
- ・対処プランの見直し
- ・全教職員による共通理解等

指示

組織的・継続的な見守りの徹底, 被害児童生徒に寄り添った支援

随時報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議

・3か月以上経過後,解消の判断

指示

日常的な注意深い観察等, 再発防止に向けた取組の継続

把握した情報の速やかな報告

➤ いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか(当日のうち) に、報告窓口担当(いじめ対策推進リーダー等)に報告します。教職員 が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催①

- ▶ いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校 いじめ対策組織会議(又は、対策チーム会議)を開催し、いじめの事実 関係把握の方策を協議します。
- ▶ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は,直ちに 警察に相談・通報し、連携して対応します。 ➤ 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。
- ※いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く 認知した上で,組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認

> 役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどし て、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催②

- ▶ 事実確認を踏まえ,法の定義に基づき,いじめの認知を判断します。
- ▶ いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係 児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など, いじめとされる 行為の認定に至らないときであっても, いじめ事案として積極的に認知 します。
- ▶ 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされ る児童生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告

いじめ (疑いを含む) 事案全て報告 困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催③

▶ いじめと認知した場合は,当該児童生徒の心身の苦痛の程度,いじめ の行為の重大性等を踏まえ, いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向 を確認した上で,支援や指導助言の内容や,情報共有の在り方,教職員 の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的 かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処

- ★ 策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者へ の支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、周囲の 児童生徒への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ,スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など,専門家と連携した支 援を行います。
- ▶ いじめを受けた児童生徒が,いじめ事案を理由に欠席したと疑われる 場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして 教育委員会に速報します。

教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告 困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催④

▶ 毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共 有し,必要に応じて,対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認

▶ 認知後に設定した見守り期間(少なくとも3か月)の経過後,いじめ を受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状 態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するととも に、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催⑤

- ▶ 上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。
- ▶ 解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
- ▶ いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が 十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く 観察します。

8 家庭や地域、団体との連携

学校は、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の 作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう取り組みます。
- イ 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じます。
- ウ 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童生徒、保護者、関係機関に説明する。また、年度途中の転入があった場合には、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明します。
- エ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明します。

9 関係機関との連携

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ア いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。(再掲)
- イ いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールサポーター (警察官経験者)等の外部専門家を加えて対応します。(再掲)
- ウ 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告します。

10 重大事態への対処

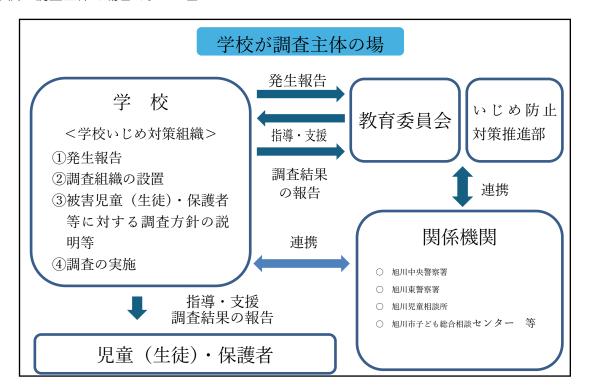
市及び学校は、いじめの重大事態が発生した場合、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組みます。

(1) 重大事態の発生と緊急対応

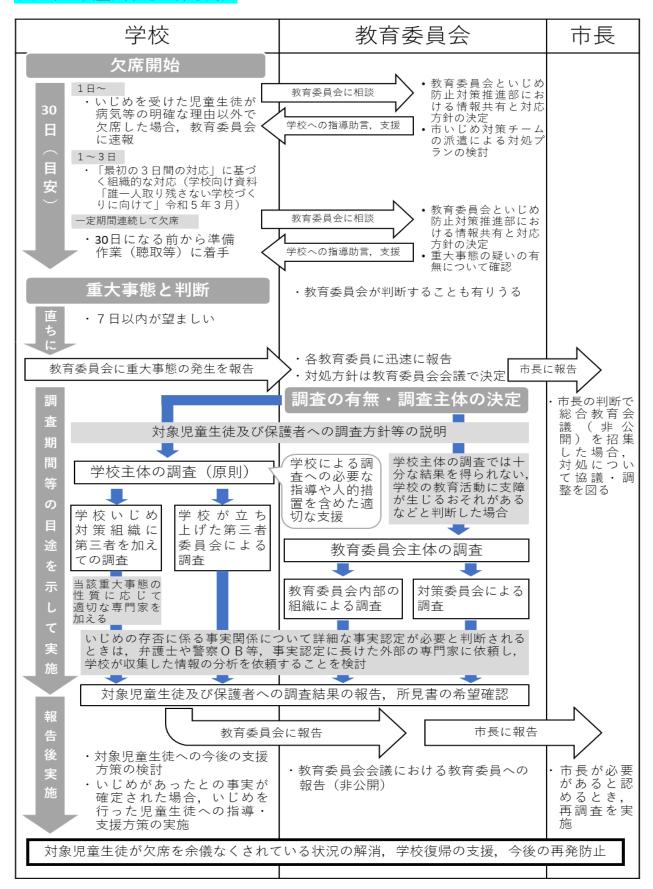
- ア 学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談します。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態(以下「不登校重大事態」という。)の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談します。
- イ 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。
- ウ 児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応します。
- エ 学校から、重大事態発生の報告を受けた教育委員会は、市長に報告します。また、北海道教育委員会 を経由して文部科学省に報告します。
- オ 学校は、いじめを受けた児童生徒や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、 いじめを行った児童生徒に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行います。
- 力市は、緊急支援チームを学校に派遣し、報告を受けた重大事態に対処します。

(2) 学校による調査

○学校が調査主体の場合のフロー図



(3) 不登校重大事態に係る対応



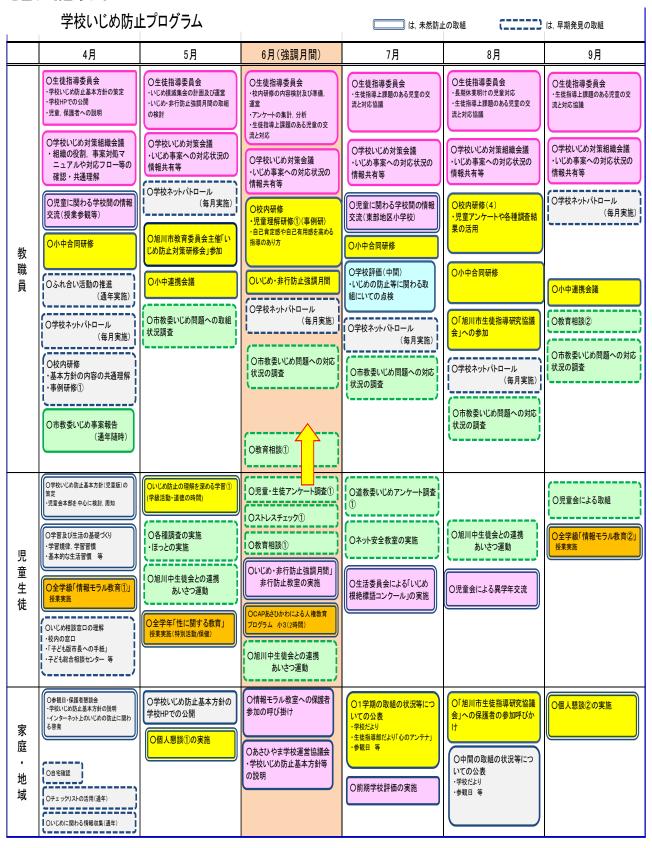
11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

本校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校のいじめの 防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。

- ○「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するなどして公表するとともに、学校便り等を 活用し、家庭や地域の理解と協力を得られるよう取組を進めます。
- ○入学式や参観日等の様々な機会を活用して、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のため の対策について説明し、保護者等の理解と協力を求めます。
- ○本校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校のいじめの 防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図り、家庭や地域に 公表します。
- ○「学校いじめ対策組織」を中心に、PDCAサイクルにより、学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直します。
- ○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、児童や保護者を対象に実施する学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図ります。

12 学校いじめ防止プログラム

本校における「いじめ防止プログラム」を次頁以降に示します。1年間の取組を確認し、職員で共通理解を図って進めます。



後期(10月~3月)学校いじめ防止プログラム

	10月(強調月間)	11月	12月	1月	2月	3月
	〇生徒指導委員会 ・後期の重点的な取組 ・アンケー調査の取りまとめ及び 結果の分析 ・生徒指導上課題のある児童の交流と対応位議	〇生徒指導委員会 ・生徒指導上課題のある児童の交 流と対応協議	〇生徒指導委員会 ・生徒指導上課題のある児童の交 流と対応協議	〇生徒指導委員会 ・生徒指導上課題のある児童の交 流と対応協議	〇生徒指導委員会 ・1年間の取組についての点後・評 価	〇生徒指導委員会 ・学校評価等を踏まえた、学校いじ め防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プ ログラムの作成
教職員	○学校いじめ対策組織会議・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ○いじめ・非行防止強調月間 ○中学校との連携・授業参観等 ○学校ネットパトロール (毎月実施) ○校内研修・事例研修②	○学校いじめ対策組織会議・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ○児童に関わる学校間の情報 交流(東部地区小学校) ○校内研修・児童理解研修②(事例件) ○学校ネットパトロール (毎月実施) ○市教委いじめ問題への取組 状況の調査	〇学校いじめ対策組織会議・いじめ事案への対応状況の情報共有等 「○学校評価(年間)・いじめの防止等に関わる取組にいての点検 「○学校ネットパトロール (毎月実施) 「○市教委いじめ問題への対応状況の調査	○学校いじめ対策組織会議・いじめ事案への対応状況の情報共有等 「○学校ネットパトロール (毎月実施) 「○市教委いじめ問題への対応状況の調査	○学校いじめ対策組織会議・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ○児童に関わる学校間の情報交流(東部地区小学校) ○学校ネットパトロール (毎月実施) ○旭川市教育委員会主催「いじめ防止対策研修会」参加 ○市教委いじめ問題への対応状況の調査	〇学校いじめ対策組織会議・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ○校下小中学校との連携・進学に伴う情報交換等 ○学校ネットパトロール (毎月実施) ○市教委いじめ問題の取組について
児童生徒	〇レじめ・非行防止強調月間② 〇生活・学習Actサミットを受けた 小・中の連携した取組 「いじめノックアウト宣言」 〇各種調査の実施 ・ほっとの実施 〇「生命(いのち)の安全教育」 授業実施(1・3・5年) OSNSの適切な利用に係る学習実施(2・4・6年)	〇児童・生徒アンケート調査② ストレスチェック② 〇教育相談② 〇児童会による異学年交流	〇全学年「いじめから人権を 守る教育(学級活動・道徳」」の 実施 〇旭川中生徒会との連携	〇児童会 ボランティア活動 〇旭川中との連携 「児童生徒交流会」	〇児童・生徒アンケート調査3 〇ストレスチェック3 〇教育相談3 〇旭川中生徒会との連携	
家庭・地域	〇学校運営協議会 ・2学期の取組についての説明		○2学期の取組の状況等についての公表・学校だより・参取日等 ○後期学校評価の実施 ○学校関係者評価の実施	○学校運営協議会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議	○3学期の取組状況等についての公表・参観日	〇年間の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等

警察と連携した「いじめ問題」への対応

旭川市立旭川小学校 令和7年4月

学校が、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際の対応について、お知らせします。

学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校が、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

〔参考〕いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ~いじめに対する措置~

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴 行 (刑法第 208 条)	○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。○ 無理やりズボンを脱がす。
傷 害 (刑法第 204 条)	○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。
不同意わいせつ (刑法第 176 条)	○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐 喝 (刑法第 249 条)	○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃 盗 (刑法第 235 条)	○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。○ 財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第 261 号)	○ 自転車を壊す。 ○ 制服をカッターで切り裂く。
強 要 (刑法第 223 条)	○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる 行為をさせる。
脅 迫 (刑法第 222 条)	○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条) (刑法第 231 条)	○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

自殺関与 (刑法第 202 条) 「関重ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る 行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条) 「副級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○ 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	該当し得る犯罪	具体例
(児童買春、児童ポルノに係る 行為等の規制及び処罰並びに児 童の保護等に関する法律7条) 写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに 送らせる。 ○ 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○ 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の 者に提供する。 ○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を		9
	(児童買春、児童ポルノに係る 行為等の規制及び処罰並びに児	写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 「同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 「級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を

私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ)

(私事性的画像記録の提供等による 被害の防止に関する法律第3条) ○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット 上に公表する。

学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
○ 被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。○ スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。○ 児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○ いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。○ 特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

〔家庭との連携について〕

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧 に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。
 - □旭川市立旭川小学校のいじめ問題に関する相談窓口は、「学校いじめ対策組織」担当 の藤原主幹教諭と安井教諭です。また、担当者のほか、学級担任や相談しやすい教職 員にも、遠慮なくご相談ください。
 - □学校は、いじめに関する相談について、全て「学校いじめ対策組織」で情報共有し、 速やかに対応します。

連絡先 0166-36-1018 (学校代表電話)

[参考]

旭川市立旭川小学校 令和7年度「学校いじめ防止基本方針」 URL: http://www.asahikawa-hkd.ed.jp/asahikawa-els/cat6/ 二次元コード(令和7年度 旭川小いじめ防止基本方針)



いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

旭川市立旭川小学校 令和7年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について(法には次のとおり定められています。)

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

いじめ とは?

心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上も含める)

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか? 考えてみましょう!!

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きいで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- •「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合も あるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当 するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、法等に基づき、 直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は、①と②について、いじめを受けた児童生徒とその保護者に確認した上で、学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

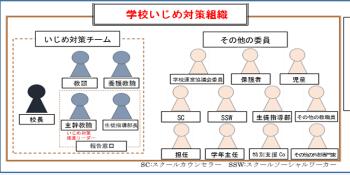
本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

旭川小学校 いじめ防止基本方針 (概要) 全文は学校 HP を ご覧ください。 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、児童生徒だけの問題ではなく、様々な場面で起こり得る社会全体に関する問題といえるものです。

そのため、各人が「いじめは絶対に許されない。」「いじめは卑怯な行為である。」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚して、いじめの未然防止、早期発見及び早期対処に取り組み、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現を目指さなければなりません。

本校においても、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)」や「旭川市いじめ防止対策条例」にもとづいた施策を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため「学校いじめ防止基本方針」の見直しを図り、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの未然防止、早期発見、早期対処に向け、小中一貫して9年間を見通した取組の充実と適切で迅速な対処に努めています。

旭川小学校 いじめ対策組織 の役割や活動



教職員だけでなく、他の委員とも協力しながら、いじめに対する対策 や啓発活動を行っていきます。

本校の いじめ防止 プログラムの活動 学校いじめ防止プログラムでは、いじめの未然防止、早期発見及び早期対処に取り組めるように、学校いじめ対策組織を中心に情報を共有し、迅速かつ適切に対処しています。

- ○いじめの実態把握のためのアンケート調査を5•10•2月の年3回実施しています。また、アンケート調査の時期に合わせて教育相談を実施しています。
- ○児童版いじめ防止基本方針を策定し、児童のいじめに対する理解を深めるとともに、「いじめ!だめ!だめ!ぜったい!」リーフレットを作成し、道徳の授業で活用しています。
- ○学校ネットパトロールや下校パトロールなどを通して、日常の児童への指導や保護者への啓発活動、教育相談など、いじめの未然防止につながる取組を推進しています。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任のほか、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「学校いじめ対策組織」を設置していますので、気軽に相談願います。 令和7年度の旭川小学校のいじめ対策組織担当は、藤原(主幹教諭)・安井(生徒指導部長)です。 連絡先 0166-36-1018(学校代表電話)

相談窓口が設置されています

相談窓口	電話番号	相談時間等	
旭川市子どもSOS電話相談 (旭川市いじめ防止対策推進部)	0120-126-744	月~金 8:45~17:15	
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間	
(メール)	sodan-center@hok	kaido-c.ed.jp	
旭川地方法務局(子どもの人権110番)	0120-007-110	月~金 8:30~17:15	
北海道警察本部(少年相談110番)	0120-677-110	月~金 8:45~17:30	

旭川市教育委員会のHPで「旭川市いじめ防止対策推進 条例」や「旭川市いじめ防止基本方針」を確認できます。 旭川市教育委員会の のホームページ

